

△農業委員会等に関する法律三段表(平成二十八年四月一日現在)▽

<p>○農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)</p>	<p>○農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)</p>	<p>○農業委員会等に関する法律施行規則(昭和二十六年農林省令第二十三号)</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 農業委員会(第三条―第四十一条)</p> <p>第三章 農業委員会ネットワーク機構(第四十二条―第五十四条)</p> <p>第四章 雑則(第五十五条)</p> <p>第五章 罰則(第五十六条―第五十九条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もつて農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付金等)</p> <p>第二条 国は、農業委員会の第六条第一項及び第二項に規定する事項に関する事務に要する経費であつて委員、農地利用最適化推進委員及び職員に要するものその他政令で定めるものの財源に充てるため、市町村に対して交付金を交付する都道府県に対し、交付金を交付する。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農業委員会の数、農業者の数及び農地面積を基礎とし、農地等(農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。))又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)の利用関係の調整の状況その他の各都道府県における農業委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。</p>	<p>(交付金)</p> <p>第一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号。以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める経費は、農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要する経費とする。</p> <p>2 法第二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該予算総額の三割は、各都道府県の農業委員会の数に応じて各都道府県に配分する。</p> <p>二 当該予算総額の二割五分は、各都道府県の農業者の数に応じて各都道府県に配分する。</p> <p>三 当該予算総額の二割五分は、各都道府県の農地面積に応じて各都道府県に配分する。</p> <p>四 当該予算総額の二割は、各都道府県の区域内における</p>	<p>(交付金の交付決定の基礎となる農業委員会の数等)</p> <p>第一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号。以下「法」という。)第二条第二項の農業委員会の数は、当該交付金を交付する年度の前年度の三月一日現在における農業委員会の数によるものとする。</p> <p>2 法第二条第二項の農業者の数は、直近に公表された農業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査による総農家数及び土地持ち非農家数中の総農家数によるものとする。</p> <p>3 法第二条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地の状況中の経営耕地総面積によるものとする。</p>

3 都道府県知事は、第一項の規定による都道府県への交付金の市町村への交付については、前項の政令で定める基準に準じて基準を定め、これに従つて決定しなければならない。

4 国は、第四十二条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務（第四十三条第一項第七号に掲げるものであつて政令で定めるものに限る。）に要する経費を負担する。

5 前項に定めるもののほか、国は、毎年度予算の範囲内において、第四十二条第一項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務に要する経費の一部を補助することができる。

## 第二章 農業委員会

### (設置)

第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に農地のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和四十三年法律

農地等についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転の状況、当該区域内における農地の転用（農地を農地以外のものにするをいう。）の状況等の農業委員会の運営に関する特別の事情に応じて各都道府県に配分する。

### (経費の負担)

第二条 法第二条第四項の政令で定める業務は、農地法により都道府県機構が行うものとされた業務とする。

### (二以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第三条 法第三条第二項の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超える市町村又はその区域の農地面積が七千ヘクタールを超える市町村とする。

### (農業委員会を置かない市町村)

第四条 法第三条第五項の政令で定める市町村は、その区域

第百号) 第七条第一項の市街化区域と定められた区域(同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)の区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(組織)

第四条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 農業委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長は、非常勤とする。

5 会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。

6 会長は、委員としての任期が満了したときは、その地位を失う。

7 農業委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。

(所掌事務)

第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平

内の農地面積が北海道にあつては八百ヘクタール、都府県にあつては二百ヘクタールを超えない市町村とする。

成五年法律第七十二号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)によりその権限に属させられた事項

二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

三 前二号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項

2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。)に関する事項に関する事務を行う。

3 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

一 法人化その他農業経営の合理化に関する事項

二 農業一般に関する調査及び情報の提供

4 前二項の規定は、第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令(条例を含む。)の規定に基づく権限の行使を妨げない。

(農地等の利用の最適化の推進に関する指針)

第七条 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

一 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標

二 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

2 農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。

3 農業委員会は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(委員の任命)

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会		一 (一) 十アール（北海道にあつては、三十アール）以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数（三の項において「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会 (二) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会	区		委員の定数の上限	
			分	分		
推進委員を委嘱しない農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会		推進委員を委嘱する農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会	十九人	三十七人

(農業委員会の委員の定数の基準)  
 第五条 法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 認定農業者である個人
- 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

三 基準農業者数が六千を超え、かつ、その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超える農業委員会		推進委員を委嘱する農業委員会	二十四人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	四十七人

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とするることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。
- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。二及び第十条第一号において同じ。）である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画にお

いて位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

二 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする者とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする者について当該市町村の議会の同意を得たとき。

三 委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は第一号イからヌまでに掲げる者とする者とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、そのことについて農林水産大臣の承認を得たとき。

四 当該市町村が法第三条第五項の政令で定める市町村である場合

五 当該市町村が同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十一条の十一第一項に規定する同意市町村をいう。第九条第五号において同じ。）でない場合

（認定農業者である法人の使用人）

第三条 法第八条第五項第二号の農林水産省令で定める使用人は、認定農業者である法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とする。

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第九条 市町村長は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第十九条第一項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

（委員の推薦の求め及び募集の方法等）

第四条 法第九条第一項及び第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集は、同時に行うことができる。

2 前項の規定により法第九条第一項及び第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集を同時に行う場合には、いずれかの規定による推薦を受け、又は当該規定による募集に応募した者は、同時に、他の規定による推薦を受け、又は当該他の規定による募集に応募することができる。

第五条 法第九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項（同項の規定による募集に応募しようとする場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を市町村長に提出しなければならない。

一 推薦をする者（個人に限る。）の氏名、住所、職業、年齢及び性別

二 推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

三 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

四 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等（認定農業者が少ない場合にあつては、認定農業者等又は第二条第一号イからヌまでに掲げる者。次条第一号において同じ。）であるか否かの別

五 推薦又は応募の理由

六 推薦をする者が当該推薦を受ける者について法第十九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別

七 その他市町村長が必要と認める事項

2 市町村長は、法第九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定

2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 市町村長は、前条第一項の規定による委員の任命に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第八条第一項の規定による任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第六条 法第九条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一 法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中 前条第一項各号に掲げる事項（同項第一号及び第三号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表すること。

イ 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数

ロ 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数  
二 法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後 前号に規定する事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第七条 前二条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第五条第一項の書類の提出方法その他法第九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、市町村長が定めるものとする。

2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する事項を定めるときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の罷免)

第十一条 市町村長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(委員の失職)

第十二条 委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

(委員等の辞任)

第十三条 委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。

2 会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬等)

第十五条 市町村は、委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

(部会の設置及び構成)

第十六条 農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員が互選した者をもつて構成する。

3 部会の委員の構成は、次の各号(当該農業委員会の区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、第二号)に掲げる基準に従わなければならない

3 部会の委員の構成は、次の各号(当該農業委員会の区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、第二号)に掲げる基準に従わなければならない

(部会の設置及び構成)

第八条 部会は、当該農業委員会の区域の一部に係る事務を処理するものとして一又は二以上置くことができる。

2 部会の区域が当該農業委員会の区域の全部となる場合には、委員は、いずれかの部会の委員にならなければならない。

(認定農業者等が部会の委員の過半数を占めることを要しない場合)

第九条 法第十六条第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 市町村長が第二条第一号の同意を得て委員を任命した

らない。

- 一 第八条第五項各号に掲げる者が部会の委員の過半数を占めること。
- 二 第八条第六項に規定する者が含まれること。

4 第二項の規定による互選に関し必要な事項は、政令で定める。

5 部会の委員の定数は、条例で定める。

6 部会に部会長を置く。

7 部会長は、部会の委員のうちから総会（第二十七条第一項に規定する総会をいう。以下この条において同じ。）で選任する。

8 部会長に事故があり、又は部会長が欠けたときは、部会の委員のうちから総会があらかじめ定める者がその職務を代理する。

9 農業委員会は、その所掌事務を遂行するにつき部会長を不相当と認めるときは、総会でこれを解任することができる。

（農地利用最適化推進委員の委嘱）

第十七条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。

- 一 第三条第五項の政令で定める市町村
- 二 農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている

（農業委員会の部会の委員の互選）

第六条 農業委員会の部会の委員の互選は、当該農業委員会が定める互選の時期、方法及び手続に関する規程に従い行わなければならない。

2 前項の互選の時期、方法及び手続に関する規程の制定及び変更は、当該農業委員会の総会（法第二十七条第一項に規定する総会をいう。）の議決を経なければならない。

農業委員会において、認定農業者等又は同号イから又までに掲げる者が部会の委員の過半数を占める場合

二 市町村長が第二条第二号の同意を得て委員を任命した農業委員会において、認定農業者等又は同条第一号イから又までに掲げる者が部会の委員の四分の一以上を占める場合

三 当該農業委員会が、市町村長が第二条第三号の承認を得て委員を任命した農業委員会である場合

四 当該農業委員会が置かれている市町村が、法第三条第五項の政令で定める市町村である場合

五 当該農業委員会が置かれている市町村が、同意市町村でない場合

（農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村）

ことその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村

- 2 農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。
  - 3 推進委員は、前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う。
  - 4 前項の活動は、第七条第一項の指針が定められている場合には、当該指針に従って行わなければならない。
  - 5 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一〇一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携に努めなければならない。
  - 6 第一項ただし書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第六条第二項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならない。
- 第十八条 推進委員は、非常勤とする。
- 2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。
  - 3 前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。
  - 4 第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。
  - 5 推進委員は、委員と兼ねることができない。

- 第七条 法第十七条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する市町村であることとする。
- 一 当該市町村の区域内の農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が百分の一以下であること。
  - 二 当該市町村の区域内において認定農業者その他農林水産省令で定める者がその耕作の事業に供している農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が百分の七十以上であること。
- 2 農林水産大臣は、前項各号のいずれにも該当する市町村を公告しなければならない。

- （農業委員会の推進委員の定数の基準）
- 第八条 法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）以下であることとする。

- （農業委員会等に関する法律施行令第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者）
- 第十条 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 認定就農者
  - 二 基本構想水準到達者
  - 三 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体
  - 四 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号ハに規定する組織

- 第十九条 農業委員会は、第十七条第一項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同条第二項の規定により農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない。
- 2 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。
- 3 農業委員会は、第十七条第一項の規定による推進委員の委嘱に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(推進委員の推薦の求め及び募集の方法等)

第十一条 法第十九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項(同項の規定による募集に応募しようとする場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を農業委員会に提出しなければならない。

一 推薦をし、又は応募する区域(法第十七条第二項の規定により農業委員会が定めた区域をいう。次項及び次条において同じ。)

二 推薦をする者(個人に限る。)の氏名、住所、職業、年齢及び性別

三 推薦をする者(法人又は団体に限る。)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

四 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

五 推薦又は応募の理由

六 推薦をする者が当該推薦を受ける者について法第九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別

七 その他農業委員会が必要と認める事項

2 一の区域について法第十九条第一項の規定による推薦を受け、又は同項の規定による募集に応募した者は、同時に、他の区域についても、推薦を受け、又は募集に応募することができ。

3 農業委員会は、法第十九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第十七条第一項の規定による委嘱に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条 法第十九条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中 前条第一項各号に掲げる事項(同条第二号及び第四号に規定する住所を除く。)及び次に掲げる事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切

(推進委員の任期)

第二十條 推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

2 推進委員は、その任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 推進委員は、再任されることができる。

(推進委員の解嘱)

第二十一條 農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠つた場合その他推進委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解嘱することができる。

2 推進委員は、前項の場合を除き、その意に反して解嘱されることはない。

(推進委員の失職)

第二十二條 推進委員は、第八條第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

(推進委員の辞任)

第二十三條 推進委員は、正当な事由があるときは、農業委

な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表すること。

イ 推薦を受けた者の数

ロ 応募した者の数

二 法第十九條第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後 前号に規定する事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第十三條 前二條に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第十一條第一項の書類の提出方法その他法第十九條第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、農業委員会が定めるものとする。

2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3 農業委員会は、第一項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。

(推進委員の秘密保持義務)

第二十四条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(推進委員の報酬等)

第二十五条 市町村は、推進委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

(職員)

第二十六条 農業委員会に職員を置く。

2 職員の定数は、条例で定める。

3 職員は、農業委員会が任免する。

4 職員は、会長の指揮を受け、農業委員会の事務に従事する。

5 農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならない。

(総会)

第二十七条 農業委員会の委員の会議（以下この章において「総会」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けたときの総会又は委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。

2 会長は、現に在任する委員の三分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があつたときは、総会を招集しなければならない。

3 総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、第三十一条第一項の規定により総会を開くことができなくなるときは、この限りでない。

(部会の会議及び総会と部会との関係)

第二十八条 第十六条第一項の規定により部会の所掌に属させられた事項については、部会の議決をもつて農業委員会の決定とする。

2 総会は、部会に対し、いつでも、その所掌に属する事項について報告を求めることができる。

3 部会の委員以外の委員は、部会長の許可を受けて、部会の会議に出席して意見を述べることができる。

4 前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項本文及び第二項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(総会及び部会と推進委員との関係)

第二十九条 総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。

2 推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べることができる。

(議決の方法)

第三十条 総会及び部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(議事参与の制限)

第三十一条 農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

2 前項の規定は、部会に準用する。

(会議の公開)

第三十二条 総会及び部会の会議は、公開する。

(議事録)

第三十三条 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(会議の規則)

第三十四条 総会又は部会の会議に関する事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ総会又は部会の会議で定める。

(議事録)

第十四条 法第三十三条の規定による議事録の公表は、総会又は部会の会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2 法第三十三条の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

(報告、調査等)

第三十五条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による農業委員会の求めにより出頭した者に対しては、条例の定めるところにより、旅費を支給しなければならない。

(公簿の閲覧等)

第三十六条 農業委員会の委員、推進委員及び職員は、登記所又は市町村の事務所に対し、無償で、農業委員会の所掌事務を遂行するため必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

(情報の公表)

第三十七条 農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

第三十八条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地

(情報の公表)

第十五条 農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の六月三十日までに公表しなければならない。

2 前項の規定による公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公表された事項を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

（関係庁の協力）

第三十九条 農林水産大臣は、農業委員会からその所掌事務に関して請求があつたときは、これに対し、助言を与え、資料を提示し、その他必要な協力をするように努めなければならない。

（抗告訴訟の取扱い）

第四十条 農業委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

（特別区等の特例）

第四十一条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては政令の定めるところにより区（総合区を含む。以下同じ。）に、これを適用する。

2 その区域内の農地面積が農林水産大臣の定める面積に満たないことその他農林水産大臣の定める特別の事情のある指定都市にあつては、指定都市の市長は、区ごとに農業委員会を置かないことができる。この場合には、指定都市の市長は、その旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

3 第一項の規定は、前項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市には適用しない。

第三章 農業委員会ネットワーク機構

（指定）

第四十二条 農林水産大臣又は都道府県知事（以下「農林水

（特別区等の特例）

第九条 この政令中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては、特別区に適用する。

2 法及びこの政令（次条から第十二条までを除く。）中市町村に関する規定は、指定都市（法第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市を除く。）にあつては、区に適用する。この場合において、市町村の長に関する規定は、その区の属する当該指定都市の長に関する規定したものとす。

（農業委員会ネットワーク機構の指定の申請）

第十六条 法第四十二条第一項の規定により指定を受けよう

- 産大臣等」という。)は、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項又は第二項に規定する業務(以下「農業委員会ネットワーク業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、農業委員会ネットワーク機構として指定することができる。
- 2 農林水産大臣等は、前項の規定による指定(以下「指定」という。)をしたときは、農業委員会ネットワーク機構の名称、住所及び事務所の所在地を公告しなければならない。
  - 3 農業委員会ネットワーク機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨をその指定をした農林水産大臣等に届け出なければならない。
  - 4 農林水産大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公告しなければならない。

(業務)

- 第四十三条 都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県機構」という。)は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援を行うこと。
  - 二 農地に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
  - 三 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援を行うこと。
  - 四 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援を行うこと。

とする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣等に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 農業委員会ネットワーク業務の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 四 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書であつて農業委員会ネットワーク業務に係る事項とそれ以外の業務に係る事項とを区分したものの
- 五 役員の名及び略歴を記載した書類
- 六 指定の申請に係る意思の決定を証する書類
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

- 第十七条 法第四十二条第三項の規定による届出をしようとする機構は、次に掲げる事項を記載した書類をその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。
- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
  - 二 変更しようとする日
  - 三 変更の理由

- 五 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援を行うこと。
- 六 農業一般に関する調査及び情報の提供を行うこと。
- 七 農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うものとされた業務を行うこと。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 都道府県機構相互の連絡調整並びに都道府県機構が行う農業委員会の委員、推進委員及び職員の講習及び研修への協力その他の都道府県機構に対する支援を行うこと。
  - 二 前項第二号から第六号までに掲げる業務を行うこと。
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)

- 第四十四条 農業委員会ネットワーク機構（以下「機構」という。）は、農業委員会ネットワーク業務を行うときは、その開始前に、農業委員会ネットワーク業務の実施方法その他の農林水産省令で定める事項について農業委員会ネットワーク業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、その指定をした農林水産大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 農林水産大臣等は、前項の認可をした業務規程が農業委員会ネットワーク業務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

- 第四十五条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会ネットワーク業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、その指定をした農林水産大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年

(業務規程の記載事項)

- 第十八条 法第四十四条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項
  - 二 農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項
  - 三 その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請等)

- 第十九条 機構は、法第四十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。
- 2 機構は、法第四十五条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書とその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

- 第二十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告

度終了後、農業委員会ネットワーク業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

(業務の廃止)

第四十六条 機構は、その指定をした農林水産大臣等の許可を受けなければ、農業委員会ネットワーク業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 農林水産大臣等は、前項の許可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(秘密保持義務)

第四十七条 機構の役員又は職員は、当該機構の農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が、その職を退いた後も、同様とする。

(報告及び立入検査)

第四十八条 農林水産大臣等は、農業委員会ネットワーク業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、その指定に係る機構に対し、農業委員会ネットワーク業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、当該機構の事務所に立ち入り、農業委員会ネットワーク業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第四十九条 農林水産大臣等は、この法律を施行するために必要な限度において、その指定に係る機構に対し、農業委員会ネットワーク業務に関し監督上必要な命令をすること

書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

(業務の廃止の認可の申請)

第二十一条 機構は、法第四十六条第一項の規定により農業委員会ネットワーク業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする農業委員会ネットワーク業務の内容
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(身分を示す証明書)

第二十二条 法第四十八条第二項の証明書は、別記様式による。

ができる。

(指定の取消し等)

第五十条 農林水産大臣等は、その指定に係る機構が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- 一 農業委員会ネットワーク業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
  - 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
  - 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第四十四条第一項の認可を受けた業務規程によらないで農業委員会ネットワーク業務を行つたとき。
- 2 農林水産大臣等は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

(農地に関する情報の利用等)

第五十一条 農業委員会(第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。)は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

2 各機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

3 機構は、農業委員会が農地に関する情報の提供を求めたときは、農業委員会に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

第五十二条 機構は、農業経営を営み、又は営もうとする者の求めに応じ、これらの者に対し、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の提供を行うことができる。

2 機構は、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の整理を行い、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者の求めに応じ、これらの者に対し、当該情報の提供を行うことができる。

3 前項の規定により情報の提供を受けた農地中間管理機構その他同項の農林水産省令で定める者は、当該情報をその

提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(関係行政機関等に対する機構の意見の提出)

第五十三条 機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

(業務への協力)

第五十四条 地方公共団体その他の関係者は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

#### 第四章 雑則

第五十五条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村の廃置分合の場合の措置)

第十条 市町村の廃置分合(市町村の設置を伴うものに限る。以下この条において同じ。)をしようとする場合においては、関係市町村(当該廃置分合によりその区域の全部が当該廃置分合により新たに設置される市町村(以下この条において「新設市町村」という。)の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。)は、あらかじめ、協議により、関係市町村の農業委員会の委員の定数の合計数以下の範囲内で、新設市町村の農業委員会(以下この条において「新設農業委員会」という。)の委員の定数を定めることができる。

2 前項の規定により新設農業委員会の委員の定数を定めた場合には、関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された新設農業委員会の委員の定数は、法第八条第二項の規定に基づく新設市町村の条例により定められたものとみなす。この場合においては、同項の政令で定める定数の基準は、指定日までの間、第五条の

- 4 第二項の規定による告示が行われた場合には、指定日までの間に任命された新設農業委員会の委員の任期は、法第十條第一項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から指定日までとする。
  - 5 第二項の規定による告示が行われた場合には、新設市町村の長は、指定日までの間、関係市町村の協議により関係市町村の農業委員会の委員のうちから定めた者を、法第八條第一項及び第九條の規定によらないで、新設農業委員会の委員として任命することができる。
  - 6 市町村の廃置分合をしようとする場合においては、関係市町村は、あらかじめ、協議により、関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下の範囲内で、新設農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。
  - 7 前項の規定により新設農業委員会の推進委員の定数を定めた場合には、関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
  - 8 前項の規定により告示された新設農業委員会の推進委員の定数は、法第十八條第二項の規定に基づく新設市町村の条例により定められたものとみなす。この場合においては、同項の政令で定める定数の基準は、指定日までの間、第八條の規定にかかわらず、第六項の規定により定められた新設農業委員会の推進委員の定数であることとする。
  - 9 第七項の規定による告示が行われた場合には、新設農業委員会は、指定日までの間、関係市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第十九條の規定によらないで、新設農業委員会の推進委員として委嘱することができる。
  - 10 この条において「指定日」とは、関係市町村の協議により新設市町村の設置後一年を超えない範囲内で定めた日という。
  - 11 第一項、第五項、第六項及び前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。
- 第十一條 市町村の廃置分合（市町村の設置を伴わないものに限る。以下この条において同じ。）をしようとする場合においては、当該廃置分合後存続する市町村（以下この条において「存続市町村」という。）は、法第八條第三項の規定にかかわらず、当該廃置分合の日（以下この条において「廃置分合日」という。）において、農業委員会の委員の定数を

- 変更することができる。
- 2 前項の規定により廃置分合日において存続市町村の農業委員会（以下この条において「存続農業委員会」という。）の委員の定数を変更する場合には、存続市町村は、存続市町村及び関係市町村（当該廃置分合によりその区域の全部が存続市町村の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）の農業委員会の委員の定数の合計数以下の範囲内で、存続農業委員会の委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、廃置分合日から任期満了日（廃置分合日前から引き続き在任する存続農業委員会の委員の任期満了の日をいう。以下この条において同じ。）までの間、第五条の規定にかかわらず、前項の規定による廃置分合日における変更後の存続農業委員会の委員の定数であることとする。
  - 3 第一項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の委員の定数が増加された場合には、廃置分合日から任期満了日までの間に任命された存続農業委員会の委員の任期は、法第十条第一項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から任期満了日までとする。
  - 4 第一項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の委員の定数が増加された場合には、存続市町村の長は、廃置分合日から任期満了日までの間、関係市町村の農業委員会の委員であつた者を、法第九条の規定によらないで、存続農業委員会の委員として任命することができる。
  - 5 市町村の廃置分合をしようとする場合においては、存続市町村は、法第十八条第三項の規定にかかわらず、廃置分合日において、農業委員会の推進委員の定数を変更することができる。
  - 6 前項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の推進委員の定数を変更する場合には、存続市町村は、存続市町村及び関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下の範囲内で、存続農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、廃置分合日から任期満了日までの間、第八条の規定にかかわらず、前項の規定による廃置分合日における変更後の存続農業委員会の推進委員の定数であることとする。
  - 7 第五項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の推進委員の定数が増加された場合には、存続農業委員会

は、廃置分合日から任期満了日までの間、関係市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第十九条の規定によらないで、存続農業委員会の推進委員として委嘱することができる。

8 第一項又は第五項の規定により廃置分合日において農業委員会の委員又は推進委員の定数を変更しようとする場合には、存続市町村は、あらかじめ、関係市町村の同意を得なければならない。

9 第四項の規定により存続農業委員会の委員を任命しようとする場合には、存続市町村の長は、あらかじめ、関係市町村の長の同意を得なければならない。

10 前二項の同意については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(市町村の境界変更の場合の措置)

第十二条 市町村の境界変更をしようとする場合においては、関係市町村(当該境界変更によりその区域の一部が他の市町村の区域の一部となる市町村(以下この条において「縮小市町村」という。))及び他の市町村の区域の一部がその区域の一部となる市町村(以下この条において「拡大市町村」という。)をいう。以下この条において同じ。)は、法第八条第三項の規定にかかわらず、当該境界変更の日(以下この条において「境界変更日」という。)において、農業委員会の委員の定数を変更することができる。

2 前項の規定により境界変更日において農業委員会の委員の定数を変更する場合には、関係市町村は、当該境界変更後の関係市町村の農業委員会の委員の定数の合計数が当該境界変更前の関係市町村の農業委員会の委員の定数の合計数以下となる範囲内で、農業委員会の委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、それぞれの関係市町村の農業委員会について、境界変更日から任期満了日(境界変更日前から引き続き在任する当該農業委員会の委員の任期満了の日をいう。以下この条において同じ。))までの間、第五条の規定にかかわらず、前項の規定による境界変更日における変更後の当該農業委員会の委員の定数であることとする。

3 第一項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の委員の定数が増加された場合には、境界変更日から任期満了日までの間に任命された拡大市町村の農業委員会の委員の任期は、法第十条第一項本文の規定にかかわ

らず、当該委員の任命の日から任期満了日までとする。

4 第一項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の委員の定数が増加された場合には、拡大市町村の長は、境界変更日から任期満了日までの間、縮小市町村の農業委員会の委員であつた者を、法第九条の規定によらないで、拡大市町村の農業委員会の委員として任命することができる。

5 市町村の境界変更をしようとする場合においては、関係市町村は、法第十八条第三項の規定にかかわらず、境界変更日において、農業委員会の推進委員の定数を変更することができる。

6 前項の規定により境界変更日において農業委員会の推進委員の定数を変更する場合には、関係市町村は、当該境界変更後の関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数が当該境界変更前の関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下となる範囲内で、農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、それぞれの関係市町村の農業委員会について、境界変更日から任期満了日までの間、第八条の規定にかかわらず、前項の規定による境界変更日における変更後の当該農業委員会の推進委員の定数であることとする。

7 第五項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の推進委員の定数が増加された場合には、拡大市町村の農業委員会は、境界変更日から任期満了日までの間、縮小市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第十九条の規定によらないで、拡大市町村の農業委員会の推進委員として委嘱することができる。

8 第一項又は第五項の規定により境界変更日において農業委員会の委員又は推進委員の定数を変更しようとする場合には、関係市町村は、あらかじめ、他の関係市町村の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、当該他の関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(農林水産省令への委任)

第十三条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(権限の委任)

第二十三条 第二条第三号の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

第五十六条 都道府県機構の役員又は職員が、第四十三条第一項第七号に掲げる業務（政令で定めるものに限る。）に係る職務に関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に処する。

（法第五十六条の政令で定める業務）  
第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 次のイからチまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十七条第六項及び第九十八条第九項（これらの規定を同法第十一号において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第十項（同法第一百条第二項及び第一百条の第二項（これらの規定を同法第十一号において準用する場合を含む。）並びに第十一号、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の五、農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十一条、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十二号並びに市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する場合を含む。）

ロ 農地法第四条第四項及び第五項（これらの規定を同法第十項（同法第五条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十八条第三項並びに第三十九条第四項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）

ハ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百三十六条第二項及び第三項（これらの規定を大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第一条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十七条第八項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十一条第八項において準用する場合を含む。）

ニ 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第六項及び第七項（これらの規定を同法第九項において準用する場合を含む。）

ホ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第六項

ヘ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第八条第四項及び第五項

- ト 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第七條第四項及び第五項
- チ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七條第十二項及び第十三項（これらの規定を同法第八條第四項において準用する場合を含む。）
- 二 次のイ及びロに掲げる協議において都道府県機構が行う業務
- イ 東日本大震災復興特別区域法第四十九條第四項第五号に掲げる事項に係る同法第七項及び第八項の協議
- ロ 大規模災害からの復興に関する法律第十三條第四項第五号に掲げる事項に係る同法第七項及び第八項の協議
- 三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務
- イ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七條の七第二項の農林水産省令・国土交通省令 同條第一項の協議
- ロ 地域再生法第十七條の十五第二項の農林水産省令 同條第一項の協議
- ハ 東日本大震災復興特別区域法第二十四條第二項第一号の農林水産省令 同條第一項第一号に該当する同項の計画に係る同項の協議
- ニ 東日本大震災復興特別区域法第四十七條第四項第十五号の農林水産省令 同法第四十九條第四項第四号に掲げる事項に係る同法第七項の協議
- ホ 東日本大震災復興特別区域法第四十九條第八項第五号の農林水産省令 同法第四項第四号に掲げる事項に係る同法第八項の協議
- ヘ 大規模災害からの復興に関する法律第十一条第四項第十五号の農林水産省令 同法第十三條第四項第四号に掲げる事項に係る同法第七項の協議
- ト 大規模災害からの復興に関する法律第十三條第八項第五号の農林水産省令 同法第四項第四号に掲げる事項に係る同法第八項の協議

違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の許可を受けず、農業委員会ネットワーク業務の全部を廃止したとき。

二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十九条 第五十二条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第九十九条並びに第九十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

二・三 （略）

第十三条 （略）

2 前項の決議をする場合には、旧農協法第七十三条の四十三第二項の規定の例によらなければならない。

3（7）（略）

8 組織変更については、新農協法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、新農協法第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号。次項において「改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」と読み替えるものとする。

第十六条 存続都道府県中央会が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第十七条 附則第十二条から前条までに定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

（農業委員会に関する経過措置）



は「第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに」と、「内容」とあるのは「内容」とあるのは、「改正法」という。附則第十三条第一項」とあるのは「附則第三十三条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十二条から第三十四条まで並びに附則第三十五条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。

（全国農業会議所の一般社団法人への組織変更）

第三十六条 全国農業会議所は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第三十七条 全国農業会議所は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第三十九条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項
- 三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

- 五 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所
- 六 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の総会の招集の通知は、その総会の日を二週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従ってしなければならない。

第三十八条 組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、一般社団法人となる。

2 組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする全国農業会議所の会員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

第三十九条 組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十七条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第七十六条」と、同条第八項中「第四十九条並びに」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに」と、「内容」とあるのは「内容」とあるのは「内容」とあるのは「と」と、次項において「改正法」という。附則第十三条第一項」とあるのは「附則第三十七条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十六条から第三十八条まで並びに附則第三十九条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。

（都道府県農業会議及び全国農業会議所の解散）

第四十条 都道府県農業会議及び全国農業会議所は、次に掲げる場合には、施行日の前日に解散する。

一 施行日の前日までの間に附則第三十一条第二項の規定による指定（次号において「指定」という。）を受けなかった場合

二 指定を受けた後に附則第三十二条又は第三十六条の規定による組織変更を中止した場合

2 前項の規定により解散した都道府県農業会議及び全国農業会議所の清算については、旧農業委員会法第八十三条第一項第一号に掲げる事由により解散した全国農業会議所の清算の例による。

（農地法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条 この法律の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の農地法（以下この条及び次条において「旧農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請は、第三条の規定による改正後の農地法（以下「新農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請とみなす。

2 前項の場合において、旧農地法第四条第三項（旧農地法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であって、前項の申請が、同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする行為に係るもの又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について新農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であって同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地

についてこれらの権利を取得するものに係るものときは、都道府県知事は、新農業委員会法第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かな

ずして、この法律の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の農地法（以下この条及び次条において「旧農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請は、第三条の規定による改正後の農地法（以下「新農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請とみなす。

2 前項の場合において、旧農地法第四条第三項（旧農地法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であって、前項の申請が、同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする行為に係るもの又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について新農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であって同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地

についてこれらの権利を取得するものに係るものときは、都道府県知事は、新農業委員会法第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かな

なければならない。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

3 施行日前に旧農地法第四条第六項又は第五条第五項において準用する旧農地法第四条第三項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、新農地法第四条第九項（新農地法第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

第四十二条 施行日前に旧農地法第十八条第三項又は第三十九条第四項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、新農地法第十八条第三項又は第三十九条第四項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

#### （罰則）

第四十七条 次に掲げる場合には、存続中央会、都道府県農業会議若しくは全国農業会議所の役員又は附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会若しくは附則第二十二条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項に規定する組織変更後の一般社団法人の理事（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事の職務を代行する者又は新農協法第四十条第一項若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時理事の職務を行うべき者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 附則第十三条第一項、第二項（附則第二十五条、第三十五条及び第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項（附則第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項、第五項若しくは第六項、第二十二条、第三十三条又は第三十七条の規定に違反して附則第十三条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十七条第一項に規定する組織変更の手續をしたとき。

二 附則第十三条第八項（附則第二十五条、第三十五条及び第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項に規定する組織変更の手續をしたとき。

三 附則第十六条第一項（附則第二十五条、第三十五条及び第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項に規定する組織変更の手續をしたとき。

#### （自主的な取組の促進及び検討）

第五十一条 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進（新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。次項において同じ。）についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目的として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項において「改革の実施状況」という。）、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

#### 3 （略）

#### （罰則に関する経過措置）

第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### （政令への委任）

第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第 号）

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）第十七条から第十九条までの規定による農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができる。  
（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 改正法第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第十二条の規定により選任された委員（この政令の公布の際現に在任するものに限る。以下「在任選任委員」という。）の数が七人を超えている農業委員会（以下「超過農業委員会」という。）についての新法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、超過農業委員会の委員の定数の設定の状況及び任期満了の時期を勘案して農林水産省令で定める日までの間、この政令による改正後の農業委員会等に関する法律施行令第五条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数に、在任選任委員の数から七を減じて得た数を加えて得た数以下であることとする。

○農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第 号）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条までの規定は、公布の日から施行する。

（農業委員会ネットワーク機構の指定に関する準備行為）

第二条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第三十一条第一項の規定による指定（改正法第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。次項第三号において「新農業委員会法」という。）第四十二条第一項の規定による指定をいう。次項第五号及び次条において同じ。）の申請をしよ  
うとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（都道府県農業会議又は全国農業会議所にあつては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

- 一 定款（都道府県農業会議又は全国農業会議所にあつては、総会の決議により、その承認を受けた改正法附則第三十三条第一項又は第三十七条第一項の組織変更計画）
- 二 登記事項証明書
- 三 新農業委員会法第四十二条第一項に規定する農業委員会ネットワーク業務の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 五 指定の申請に係る意思の決定を証する書類
- 六 都道府県農業会議又は全国農業会議所にあつては、改正法附則第三十五条又は第三十九条において読み替えて準用する改正法附則第十三条第八項において読み替えて準用する改正法第一条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続が終了したことを証する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

第三条 改正法附則第三十一条第一項の規定による指定の申請をしよとする都道府県農業会議又は全国農業会議所は、前条第二項第一号に規定する組織変更計画に改正法附則第三十三  
条第二項第二号又は第三十七条第二項第二号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 改正法附則第三十二条又は第三十六条の規定による組織変更（以下この条において「組織変更」という。）後の一般社団法人が、剰余金の分配を行わない旨
- 二 組織変更後の一般社団法人が解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨
- イ 公益社団法人又は公益財団法人
- ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまでに掲げる法人

三 組織変更後の一般社団法人の各理事（清算人を含む。以下この号において同じ。）について、当該理事及び次に掲げる者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、  
三分の一以下でなければならない旨

イ 当該理事の配偶者

ロ 当該理事の三親等以内の親族

ハ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ 当該理事の使用人

ホ イからホまでに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ヘ ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

第四条 改正法附則第三十三条第三項の農林水産省令で定める方法は、当該都道府県農業会議の全ての議員に書面を交付する方法とする。

第五条 改正法附則第三十七条第三項の農林水産省令で定める方法は、全国農業会議所の全ての会員に書面を交付する方法とする。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 市町村は、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第三項に規定する農業委員会について、同令による改正後の農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政

令第七十八号) 第五条の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数を超える委員の定数を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。